



小川晴雄氏

「有効・適切な遺言があれば、争族は未然に防げる」  
として、小川氏は遺言書の重要性を指摘する。遺言書がないと親族で遺産分割協議となり、もめると家庭裁判所に望まれる。

法定相続人のうち故人の配偶者は常に相続人である。子どもの相続順位は一子にそれぞれ二分の1などと民法九〇〇条で定められている。子のない妻や本人を献身的に看護した嫁、行方不明の相続人、先妻と後妻の子どもがいるなどのケースは遺言書が特

「自筆証書遺言」の場合

さて作成段階。不動産は土地・建物の所在地、地番、家屋番号等を登記簿通りに書く。預貯金や有価証券はその会社名、支店名を。財産だけでなく借金も明記する。

※問い合わせ

（我）

は、あくまでも自筆で作成を申し立てる。この方法は費用がかからず秘密保持はできるが、不動産や金融資産等の名義書き換え手続きに手間と日数がかかる。そこで小川氏は、「公正証書遺言」を勧めた。公証人に一定の手数料を払い原本、正本、謄本を作成。原本は公証役場が半永久的に保管してくれる。検認は不要で名義変更も簡便、争いの余地はほとんどないのだと心となぜこの内容の遺言になつたのか、自分の気持ちを「付言事項」として明記する。

「遺言書は正常な判断力があるうちに作成しておくことが望ましい。毎年正月に書き換える人もいる。遺産は少なければ少ないほどもめるものです」と小川氏は指摘した。

NPO法人老いじたくあん

NPO法人老いじたくあんしんねっと（伊藤弘之理事長）は三月十三日、野田市中央公民館でセミナーを開催、社会福祉士小川晴雄氏が遺言書の作り方について話した。

「有効・適切な遺言があれば、争族は未然に防げる」  
として、小川氏は遺言書の重要性を指摘する。遺言書がないと親族で遺産分割協議となり、もめると家庭裁判所に望まれる。

遺産相続をめぐる親族の争い（争族）が増えていく。遺言のない相続がその原因で、元気なうちに遺言書を作つておくことが大切だ。

**遺言書を作成しよう  
まず自筆で書いてみよう  
相続を「争族」としないために**



# 地域新聞

野田版

2010年4月9日号  
Vol.144

[発行] 株式会社地域新聞社 東葛支社  
〒277-0014 千葉県柏市東3-2-52

TEL.04-7160-2022 / FAX.04-7160-2030

毎週木・金曜日配布 購読料無料  
手配り

<http://www.chiikinews.co.jp>

4/9

今日は何の日?

■大仏の日

752(天平勝宝4)年のこの日、奈良・東大寺の大仏開眼供養が行われました。聖武天皇の詔により当時の技術の粋を集めて铸造されたもので、天然痘の大流行や干ばつ・飢饉・政変などの社会不安を取り除き、国を安定させたいという思いから造立されたといわれています。今年は平城京に遷都されて1300年。奈良ではさまざまなイベントも開催されているようです。遠い昔に思いをはせてみては。

